

付属資料

(1) 南空知地域公共交通活性化協議会規約

(名称)

第1条 本会は、南空知地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき地域公共交通計画の作成及び実施に関する協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき地域における需要に応じた地域の住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便性の増進を図るよう、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項等について協議を行うために設置する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更に関する協議
 - (2) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する協議
 - (3) 地域の実情に即した適切な乗合旅客運送の態様、運賃又は料金等の協議
 - (4) 有償運送の必要性及び旅客から収受する対価の協議
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業
- (協議会の委員)

第4条 協議会は、北海道空知総合振興局副局長及び別表に掲げる組織から推薦された者をもって組織する。

2 委員の報償費及び費用弁償に関する事項は、会長が別に定める。

3 前条各号に掲げる事業の実施に当たり、関係者その他専門的な知識を有する者から意見の聴取を行うため、協議会に別表のオブザーバーを置く。

(協議会の役員)

第5条 協議会に、次に掲げる役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 会長は、北海道空知総合振興局副局長をもって充てる。

3 副会長及び監事は、会長が指名する委員をもって充て、任期は2年とする。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

6 監事は、協議会の出納を監査し、その結果を会長に報告しなければならない。

7 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。

(総会)

第6条 総会は、委員をもって構成する。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次に掲げる事項を協議し、議決する。

(1) 協議会の規約の制定及び改廃に関する事項

(2) 地域公共交通計画の作成及び実施に関する事項

(3) 事業計画の決定及び事業報告の承認に関する事項

- (4) 予算の決定及び決算の承認に関する事項
 - (5) 協議会の解散に関する事項
 - (6) その他協議会の運営上必要と会長が認めた事項
- 4 総会の議長は、会長がこれに当たり、会長が欠席した場合にあっては、副会長がこれに当たる。
- 5 会長は、総会の開催の日時、場所及び総会に付議すべき案件をあらかじめ委員に通知しなければならない。
- 6 総会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 7 総会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第3項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3以上で決するものとする。
- 8 委員は、やむを得ない理由により総会に出席することができないときは、あらかじめ通知された事項について、書面により議決権を行使し、又は当該委員の所属する団体の職員を代理人として議決権を委任することができる。この場合において、当該委員は、総会に出席したものとみなす。
- 9 総会は、原則として公開とする。ただし、総会において個人情報を取り扱う場合その他会議を公開することにより総会の運営に支障が生ずると議長が認めるときは、全部又は一部を公開しないこととすることができる。
- 10 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させ、意見を聴取することができる。
- 11 第4項から前項までの規定にかかわらず、感染症のまん延を防止するため必要があるときその他やむを得ない事情により総会を招集することができないと会長が認めるときは、第3項各号に掲げる事項について書面により委員の意見を徴する方法により総会を行うことができる。この場合において、会長が指定する期日までに書面を提出した委員の2分の1（同項第5号に掲げる事項にあっては、委員の総数の4分の3）以上が当該事項について同意したときは、当該同意をもって総会の議決があったものとみなす。
- 12 前各項に定めるもののほか、総会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。
- (専門部会)
- 第7条 第3条各号に掲げる事業について専門的な調査及び検討を行う必要があるときは、専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、前条の規定に準じて会長が別に定める。
- (協議結果の尊重義務)
- 第8条 委員は、協議会において協議が調った事項については、その結果を尊重しなければならない。
- (守秘義務)
- 第9条 委員、第6条第10項の規定により総会に出席した者及び第7条に規定する専門部会に出席した委員以外の者は、個人情報その他協議会の運営上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。第4条第3項の規定により置かれたオブザーバーも、同様とする。
- (事務局)
- 第10条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。
- 2 事務局は、北海道空知総合振興局地域創生部地域政策課に置く。

- 3 事務局には、事務局長、事務局次長その他必要な職員を置く。
- 4 事務局長は、北海道空知総合振興局地域創生部長をもって充てる。
- 5 事務局次長その他必要な職員は、会長が指名する者をもって充てる。
- 6 事務局は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 総会等の運営に関する業務
 - (2) 協議会の経費の執行及び管理に関する業務
 - (3) 文書の收受、発送、編さん及び保存に関する業務
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な業務
- 7 前各項に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(財務)

第11条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他の収入をもって充てる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 監事は、協議会の会計の監査を行ったときは、その結果を会長に報告しなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(解散の場合の措置)

第12条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、当該解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算し、清算後は、その結果を委員であった者に対し通知するものとする。

- 2 協議会が解散する際に有する残余財産の処分は、解散を議決した総会の時に議決を経て、その取扱いについて決定する。

(剰余金等の処理)

第13条 協議会は、決算において、剰余金が生じた場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

- 2 協議会は、決算において、欠損金が生ずる見込みとなった場合には、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(事故の処理)

第14条 協議会は、第3条各号に掲げる事業に起因する事故が生じたときは、総会の議決を経て、これを処理しなければならない。

(委任)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和5年3月27日から施行する。

(2) 南空知地域公共交通活性化協議会及び部会の委員構成

1) 南空知地域公共交通活性化協議会の委員構成

別表（第4条関係）

[委員]

所 属		備 考
北海道運輸局	札幌運輸支局	
市町	夕張市	
	岩見沢市	副会長
	美唄市	
	三笠市	
	南幌町	
	由仁町	
	長沼町	
	栗山町	
	月形町	
交通事業者	北海道旅客鉄道株式会社	
	北海道中央バス株式会社	
	夕張鉄道株式会社	
	株式会社美唄自動車学校	
	有限会社下段モータース	
	岩見沢地区ハイヤー協会	
労働組合	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会	
道路管理者	北海道開発局札幌開発建設部	
	北海道空知総合振興局札幌建設管理部	
警察	北海道警察本部	
民間団体	岩見沢商工会議所	監事
	三笠市商工会	
	夕張市社会福祉協議会	監事
	由仁町社会福祉協議会	
道	空知総合振興局	会長

[オブザーバー]

市町	滝川市	
	砂川市	
	奈井江町	
	札幌市	
	江別市	
	北広島市	
	当別町	
交通事業者	ジ・エイ・アル北海道バス	

[事務局]

空知総合振興局	地域創生部地域政策課
---------	------------

2) 南空知地域公共交通活性化協議会部会の委員構成

別表（第3条関係）

所属	北部方面部会	南部方面部会
札幌運輸支局	●	●
夕張市		●
岩見沢市	●	●
美瑛市	●	
三笠市	●	
南幌町		●
由仁町		●
長沼町		●
栗山町		●
月形町	●	
北海道旅客鉄道株式会社		●
北海道中央バス株式会社	●	●
夕張鉄道株式会社		●
有限会社下段モータース	●	
岩見沢商工会議所	●	●
三笠市商工会	●	
夕張市社会福祉協議会		●
由仁町社会福祉協議会		●

【事務局】

空知総合振興局

(3) 南空知地域公共交通活性化協議会の開催経緯

開催日	開催内容
令和5年 3月27日	【設立総会】 (1) 南空知地域公共交通活性化協議会規約（案）について (2) 副会長及び監事の指名について (3) 協議会の各種規程（案）について (4) 南空知地域における公共交通の現状と課題について (5) 令和5年度事業計画案及び予算案について (6) 専門部会の設置について
令和5年 7月25日	【第1回協議会】 ●報告事項 ・南空知地域公共交通計画策定支援委託業務契約について ●協議事項 ・今後の計画策定について 【第1回専門部会】 (1) 乗降調査について (2) 住民アンケート調査について
令和5年12月 4日	【第2回協議会】 ●報告事項 ・乗降調査結果及び住民アンケート調査結果について ●協議事項 (1) 南空知地域公共交通計画の骨子案について (2) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価について
令和6年 2月 7日	【第3回協議会】 ●協議事項 (1) 南空知地域公共交通計画（素案）について (2) 住民意見手続（パブリックコメント）について
令和6年 3月19日	【第4回協議会】 ●協議事項 (1) 南空知地域公共交通計画（素案）パブリックコメント結果について (2) 南空知地域公共交通計画の成案について